

○総務省令第五十八号

電波法の一部を改正する法律（令和元年法律第六号）の一部の施行に伴い、並びに電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月二十日

総務大臣 高市 早苗

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(免許を要しない無線局)  
第六条 法第四条第一号に規定する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。

〔一〕三 略〕

〔2 略〕

3 法第四条第二号の総務省令で定める無線局は、A三E電波二六・九六八MHz、二六・九七六MHz、二七・〇四MHz、二七・〇八MHz、二七・一一二MHz、二七・一二MHz又は二七・一四四MHzの周波数を使用し、かつ、空中線電力が〇・五ワット以下であるものとする。

4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

〔一〕十一 略〕

第六条の二 法第四条第三号の総務省令で定める機能は、次の各号に掲げるものとする。

〔一〕五 略〕

第六条の二の二 法第四条第三号又は第四号に掲げる無線局に使用するための無線設備について、当該無線設備を使用する無線局の呼出符号又は呼出名称の指定を受けようとする者は、別表第一号に定める様式の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

〔2 略〕

第六条の二の三 法第四条の二第一項の総務省令で定める無線局は、小電力データ通信システムの無線局(第六条第四項第四号(1)及び(3)に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。)及び五・二GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局であつて、総務大臣が別に告示する条件に適合するもの(実験試験局を除く。)とする。

第六条の二の四 法第四条の二第二項の総務省令で定める無線局は、次に掲げる無線局であつて、総務大臣が別に告示する条件に適合するものとする。

一 特定小電力無線局(第六条第四項第二号(1)に規定するもの(同号(1)四に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。))及び同号(1)に規定するものに限る。

二 第六条第四項第五号に規定する無線局のうち、一、八九七・四MHz、一、八九九・二MHz及び一、九〇一MHzの周波数の電波を使用するもの(その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が一、四〇〇kHzのものに限る。))並びに一、八九九・一MHzの周波数の電波を使用するもの(その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が五、〇〇〇kHzのものに限る。))

三 小電力データ通信システムの無線局(第六条第四項第四号(1)、(3)及び(5)に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。))

四 五・二GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局

第六条の三 法第四条の二第一項の総務省令で定める期間は、九十日とする。

2 法第四条の二第三項の総務省令で定める期間は、百八十日とする。

(請求の単位)

(免許を要しない無線局)  
第六条 法第四条第一項第一号に規定する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。

〔一〕三 同上〕

〔2 同上〕

3 法第四条第一項第二号の総務省令で定める無線局は、A三E電波二六・九六八MHz、二六・九七六MHz、二七・〇四MHz、二七・〇八MHz、二七・一一二MHz、二七・一二MHz又は二七・一四四MHzの周波数を使用し、かつ、空中線電力が〇・五ワット以下であるものとする。

4 法第四条第一項第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

〔一〕十一 同上〕

第六条の二 法第四条第一項第三号の総務省令で定める機能は、次の各号に掲げるものとする。

〔一〕五 同上〕

第六条の二の二 法第四条第一項第三号又は第四号に掲げる無線局に使用するための無線設備について、当該無線設備を使用する無線局の呼出符号又は呼出名称の指定を受けようとする者は、別表第一号に定める様式の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

〔2 同上〕

第六条の二の三 法第四条第二項の総務省令で定める無線局は、小電力データ通信システムの無線局(第六条第四項第四号(1)及び(3)に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。))及び五・二GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局であつて、総務大臣が別に告示する用途のものとする。

〔新設〕

第六条の三 法第四条第二項の総務省令で定める期間は、九十日とする。

〔新設〕

(請求の単位)

第十一條の二の五 [略]

〔一〕二十五 略]

2 前項の規定にかかわらず、登録局（法第四條第四号に規定する登録局をいう。以下同じ。）に関する、混信又はふくそうに関する調査に係る前条第一項の請求は、次に掲げる無線局の種類に従い、開設又は変更しようとする無線局の送信設備の設置場所（移動する無線局にあつては、移動範囲）及び周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数ごとに行わなければならない。

〔一〕三 略]

[3 略]

〔簡易な操作）

第三十三條 法第三十九條第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四條の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。

一 法第四條第一号から第三号までに規定する免許を要しない無線局の無線設備の操作

〔二〕五 略]

六 次に掲げる無線局（法第四條第二号の適合表示無線設備（以下「適合表示無線設備」という。）のみを使用するものに限る。）の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

〔1〕5 略]

〔七・八 略]

（免許状の目的等にかかわらず運用することができる通信）

第三十七條 次に掲げる通信は、法第五十二條第六号の通信とする。この場合において、第一号の通信を除くほか、船舶局についてはその船舶の航行中、航空機局についてはその航空機の航行中又は航行の準備中に限る。ただし、運用規則第四十條第一号及び第三号並びに第四百二十二條第一号の規定の適用を妨げない。

〔一〕三十三 略]

三十四 法第三十三條の六の規定による許可に基づき第一号包括免許人が運用する同条第一項第一号の無線局と当該第一号包括免許人の包括免許に係る特定無線局の通信の相手方である無線局との間で行う通信

（電波の発射の防止）

第四十二條の三 法第七十八條（法第四條の二第五項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置は、次の表の上欄に掲げる無線局の無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。ただし、当該無線設備のうち、設置場所（移動する無線局にあつては、移動範囲又は常置場所）、利用方法その他の事情により当該措置を行うことが困難なものであつて総務大臣が別に告示するものについては、同表の下段に掲げる措置に代え、別に告示する措置によることができる。

第十一條の二の五 [同上]

〔一〕二十五 同上]

2 前項の規定にかかわらず、登録局（法第四條第一項第四号に規定する登録局をいう。以下同じ。）に関する、混信又はふくそうに関する調査に係る前条第一項の請求は、次に掲げる無線局の種類に従い、開設又は変更しようとする無線局の送信設備の設置場所（移動する無線局にあつては、移動範囲）及び周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数ごとに行わなければならない。

〔一〕三 同上]

[3 同上]

〔簡易な操作）

第三十三條 [同上]

一 法第四條第一号から第三号までに規定する免許を要しない無線局の無線設備の操作

〔二〕五 同上]

六 次に掲げる無線局（法第四條第一項第二号の適合表示無線設備（以下「適合表示無線設備」という。）のみを使用するものに限る。）の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

〔1〕5 同上]

〔七・八 同上]

（免許状の目的等にかかわらず運用することができる通信）

第三十七條 [同上]

〔一〕三十三 同上]

[新設]

（電波の発射の防止）

第四十二條の三 法第七十八條の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置は、次の表の上欄に掲げる無線局の無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。ただし、当該無線設備のうち、設置場所（移動する無線局にあつては、移動範囲又は常置場所）、利用方法その他の事情により当該措置を行うことが困難なものであつて総務大臣が別に告示するものについては、同表の下段に掲げる措置に代え、別に告示する措置によることができる。

無線設備	必要な措置
〔一〕三 略	
四 特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）の無線設備	空中線を撤去すること又は当該特定無線局の通信の相手方である無線局の無線設備から当該通信に係る空中線若しくは変調部を撤去すること。
五 法第四条の二第二項の届出に係る無線設備	無線設備を回収し、かつ、当該無線設備が法第四条の規定に違反して開設されることのないよう管理すること。
六 〔略〕	〔略〕

（権限の委任）

第五十一条の十五 法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号、第五号の二及び第六号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

一 法第四条 第五条（第四項を除く。）、第六条第一項、第七条から第十二条まで、第十四条第一項、第十五条、第十七条から第十九条まで、第二十条第二項から第六項まで、第九項及び第十項、第二十一条、第二十二條、第二十四條、第二十七條第一項、第二十七條の三第一項、第二十七條の四、第二十七條の五第一項及び第二項、第二十七條の六、第二十七條の八、第二十七條の九、第二十七條の十第一項、第二十七條の十八第一項及び第二項、第二十七條の十九から第二十七條の二十二まで、第二十七條の二十三（第三項を除く。）、第二十七條の二十四第二項、第二十七條の二十五、第二十七條の二十六第一項、第二十七條の二十七、第二十七條の二十八、第二十七條の二十九第二項、第二十七條の三十（第三項を除く。）、第二十七條の三十一、第二十七條の三十二、第三十九條第四項（法第五十一条（法第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）、第七十条の七第二項（法第七十条の八第二項及び第七十条の九第二項において準用する場合を含む。）、第七十五条、第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）、第二項、第三項（法第七十条の七第四項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）及び第六項並びに第八十条の規定に基づく総務大臣の権限であつて、次の無線局（法第五条第一項第二号に掲げる者の開設に係るものを除く。）に関するもの

〔1〕・〔2〕 略

一の二 法第四条の二第二項（同項の規定による技術基準の指定に係る部分を除く。）、第四項及び第六項並びに法第四条の二第五項において準用する法第三十八条の二十及び第三十八条の二十一第一項に基づく総務大臣の権限

無線設備	必要な措置
〔一〕三 同上	
四 特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）の無線設備	空中線を撤去すること又は当該特定無線局の通信の相手方である無線局の無線設備から当該通信に係る空中線若しくは変調部を撤去すること。
五 〔同上〕	〔同上〕

（権限の委任）

第五十一条の十五 〔同上〕

一 法第四条第一項、第五条（第四項を除く。）、第六条第一項、第七条から第十二条まで、第十四条第一項、第十五条、第十七条から第十九条まで、第二十条第二項から第六項まで、第九項及び第十項、第二十一条、第二十二條、第二十四條、第二十七條第一項、第二十七條の三第一項、第二十七條の四、第二十七條の五第一項及び第二項、第二十七條の六、第二十七條の八、第二十七條の九、第二十七條の十第一項、第二十七條の十八第一項及び第二項、第二十七條の十九から第二十七條の二十二まで、第二十七條の二十三（第三項を除く。）、第二十七條の二十四第二項、第二十七條の二十五、第二十七條の二十六第一項、第二十七條の二十七、第二十七條の二十八、第二十七條の二十九第二項、第二十七條の三十（第三項を除く。）、第二十七條の三十一、第二十七條の三十二、第三十九條第四項（法第五十一条（法第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）、第七十条の七第二項（法第七十条の八第二項及び第七十条の九第二項において準用する場合を含む。）、第七十五条、第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）、第二項、第三項（法第七十条の七第四項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）及び第六項並びに第八十条の規定に基づく総務大臣の権限であつて、次の無線局（法第五条第一項第二号に掲げる者の開設に係るものを除く。）に関するもの

〔1〕・〔2〕 同上

〔新設〕

二 法第十七条（無線設備の設置場所の変更及び無線設備の変更の工事に係る部分に限る。）及び第十八条の規定に基づく総務大臣の権限であつて、第一号に掲げる無線局以外の無線局（法第五条第一項第一号に掲げる者の開設するもの及び基幹放送局を除く。）に関するもの  
 「二の二〜八 略」

2 前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長とする。

「一〜三の五 略」	三の六 法第二十七条の二十九第一項の規定による登録に係る無線局（第十六条第一号に掲げる無線局に限る。） 三の七 法第四条の第二項、第四項及び第六項の規定による届出に関する事項 三の八 法第四条の第二項の規定による届出に係る無線局及び無線設備（三の七の項に掲げる事項を除く。） 四 移動する無線局（一の項から三の三の項まで、三の五、三の七及び三の八の項に掲げる無線局を除く。）（十二の項に掲げる事項を除く。） 五 移動しない無線局（三の四の項から三の八の項までに掲げる無線局を除く。）（十二の項に掲げる事項を除く。）	その無線設備を設置しようとする区域（法第二十七条の二十六第一項、第二十七条の三十一及び第二十七条の三十二並びに法第七十条の七第二項（法第七十条の九第二項において準用する場合を含む。）に規定する届出にあつては、その無線設備の設置場所） 当該届出を行う者の住所 当該無線局の無線設備の設置場所。ただし、当該届出を行った者の住所とすること を妨げない。 「略」 「略」
「三 略」	4 法第四条の第二項、第四項及び第六項の規定による届出を行う者又は無線従事者の免許を受けようとする者の住所が本邦内ない場合における第一項の所轄総合通信局長は、第二項の規定にかかわらず、関東総合通信局長とする。 「五の二〜十五 略」	「略」 「略」

第五十二条 法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、次の表の上欄に掲げるものに関するものは同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長を、その他のもの（法第二十五条第二項に規定する終了促進措置に係る無線局に関する情報の提供に關するもの、法第二十七条の十三第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に關するもの、

二 法第十七条（無線設備の設置場所の変更及び無線設備の変更の工事に係る部分に限る。）及び第十八条の規定に基づく総務大臣の権限であつて、前号に掲げる無線局以外の無線局（法第五条第一項第一号に掲げる者の開設するもの及び基幹放送局を除く。）に関するもの  
 「二の二〜八 同上」

「2 同上」

「一〜三の五 同上」	三の六 法第二十七条の二十九第一項の規定による登録に係る無線局（第十六条第一号に掲げる無線局に限る。） 三の七 法第四条の第二項、第四項及び第六項の規定による届出に関する事項 三の八 法第四条の第二項の規定による届出に係る無線局及び無線設備（三の七の項に掲げる事項を除く。） 四 移動する無線局（一の項から三の三の項まで及び三の五の項に掲げる無線局を除く。）（十二の項に掲げる事項を除く。） 五 移動しない無線局（三の四の項から三の八の項までに掲げる無線局を除く。）（十二の項に掲げる事項を除く。）	その無線設備を設置しようとする区域（法第二十七条の二十六第一項、第二十七条の三十一及び第二十七条の三十二並びに法第七十条の七第二項（法第七十条の九第二項において準用する場合を含む。）に規定する届出にあつては、その無線設備の設置場所） 当該届出を行う者の住所 当該無線局の無線設備の設置場所。ただし、当該届出を行った者の住所とすること を妨げない。 「同上」 「同上」
「三 同上」	4 無線従事者の免許を受けようとする者の住所が本邦内ない場合における第一項の所轄総合通信局長は、第二項の規定にかかわらず、関東総合通信局長とする。 「五の二〜十五 同上」	「同上」 「同上」

第五十二条 法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、次の表の上欄に掲げるものに関するものは同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長を、その他のもの（法第二十五条第二項に規定する終了促進措置に係る無線局に関する情報の提供に關するもの、法第二十七条の十三第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に關するもの、

の、無線設備の機器の型式検定に関するもの、法第三十八条の二第一項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出（法第百条第五項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）に関するもの並びに法第三十八条の五第一項に規定する登録証明機関、法第三十八条の三十一第二項に規定する承認証明機関、法第三十九条の二第二項に規定する指定講習機関、法第四十六条第一項に規定する指定試験機関、法第七十一条の三第一項に規定する指定周波数変更対策機関、法第七十一条の三の二第二項に規定する登録周波数終了対策機関、法第百二条の十七第一項に規定するセンター及び法第百二条の十八第一項に規定する指定較正機関に関するものを除く。）は前条第一項に規定する所轄総合通信局長（以下「所轄総合通信局長」という。）を経由して総務大臣に提出するものとし、法及び法の規定に基づく命令の規定により総合通信局長に提出する書類は、所轄総合通信局長に提出するものとする。ただし、法第四条の三の規定に基づく呼出符号又は呼出名称の指定の申請に関する書類及び法第八十三条第一項に規定する審査請求書は、総務大臣に直接提出することを妨げない。

一 法第四条の三に規定する呼出符号又は呼出名称の指定	【略】
【一〇四 略】	

【二〇五 略】

別表第二号の二の三（第11条の2の3関係）

対象となる無線局	情報提供項目
開設指針において定める終了促進措置に係る無線局（法第4条第1号から第3号までに掲げる無線局が含まれるときは、当該無線局を除く。）	【略】

【注 略】

の、無線設備の機器の型式検定に関するもの、法第三十八条の二第一項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出（法第百条第五項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）に関するもの並びに法第三十八条の五第一項に規定する登録証明機関、法第三十八条の三十一第二項に規定する承認証明機関、法第三十九条の二第二項に規定する指定講習機関、法第四十六条第一項に規定する指定試験機関、法第七十一条の三第一項に規定する指定周波数変更対策機関、法第七十一条の三の二第二項に規定する登録周波数終了対策機関、法第百二条の十七第一項に規定するセンター及び法第百二条の十八第一項に規定する指定較正機関に関するものを除く。）は前条第一項に規定する所轄総合通信局長（以下「所轄総合通信局長」という。）を経由して総務大臣に提出するものとし、法及び法の規定に基づく命令の規定により総合通信局長に提出する書類は、所轄総合通信局長に提出するものとする。ただし、法第四条の二の規定に基づく呼出符号又は呼出名称の指定の申請に関する書類及び法第八十三条第一項に規定する審査請求書は、総務大臣に直接提出することを妨げない。

一 法第四条の二に規定する呼出符号又は呼出名称の指定	【同上】
【一〇四 同上】	

【二〇五 同上】

別表第二号の二の三（第11条の2の3関係）

対象となる無線局	情報提供項目
開設指針において定める終了促進措置に係る無線局（法第4条第1項第1号から第3号までに掲げる無線局が含まれるときは、当該無線局を除く。）	【同左】

【注 同左】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した表記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>「第一章～第五章 略」</p> <p>第六章 「略」</p> <p>「第一節 略」</p> <p>第二節 外国の無線局等の運用の許可手続（第三十条の二）</p> <p>第七章 無線局の運用等の特例に係る手続（第三十一条―第三十一条の五）</p> <p>附則</p> <p>（免許の単位）</p> <p>第二条 「略」</p> <p>〔257 略〕</p> <p>8 同一人において、法第四条第二号の適合表示無線設備（以下「適合表示無線設備」という。）であるラジオゾンデを使用しようとする場合であつて、その損耗の都度、当該設備の工事設計に基づく特定無線設備であつて、適合表示無線設備であるものを使用しようとするときは、第一項の規定にかかわらず、当該設備を特定地点において使用しようとするときにあつてはその場所、一定の区域内において移動して使用しようとするときはその区域ごとに、引き続き使用しようとする設備を含めて単一の気象援助局として申請することができる。</p> <p>〔9 略〕</p> <p>第二節 外国の無線局等の運用の許可手続</p> <p>（外国の無線局等の運用の許可手続）</p> <p>第三十条の二 法第三十条の六の規定による外国の無線局等の運用の許可の申請は、その外国の無線局等と通信の相手方を同じくする特定無線局の無線設備の規格及び同条第一項各号に掲げる無線局の別ごとに行わなければならない。</p> <p>2 前項の申請をしようとする包括免許人は、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 法第三十条の六第一項各号に掲げる無線局の別</p> <p>四～六 「略」</p> <p>〔3・4 略〕</p> <p>第七章 「略」</p> <p>（法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合している無線設備に係る特例の手続）</p> <p>第三十一条 法第四条の二第二項の規定による届出は、同項に定める事項を記載した届出書を総務大臣に提出して行うものとする。</p> <p>2 法第四条の二第二項第六号の総務省令で定める事項は、次の事項とする。</p> <p>一 緊急時における届出者の連絡先</p> <p>二 無線設備の製造者及び型式又は名称</p>	<p>目次</p> <p>「第一章～第五章 同上」</p> <p>第六章 「同上」</p> <p>「第一節 同上」</p> <p>第二節 外国の無線局等の運用の許可手続（第三十一条）</p> <p>第七章 無線局の運用等の特例に係る手続（第三十一条の二―第三十一条の五）</p> <p>附則</p> <p>（免許の単位）</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>〔257 同上〕</p> <p>8 同一人において、法第四条第一項第二号の適合表示無線設備（以下「適合表示無線設備」という。）であるラジオゾンデを使用しようとする場合であつて、その損耗の都度、当該設備の工事設計に基づく特定無線設備であつて、適合表示無線設備であるものを使用しようとするときは、第一項の規定にかかわらず、当該設備を特定地点において使用しようとするときにあつてはその場所、一定の区域内において移動して使用しようとするときはその区域ごとに、引き続き使用しようとする設備を含めて単一の気象援助局として申請することができる。</p> <p>〔9 同上〕</p> <p>第二節 外国の無線局等の運用の許可手続</p> <p>（外国の無線局等の運用の許可手続）</p> <p>第三十一条 法第三十条の六の規定による外国の無線局等の運用の許可の申請は、その外国の無線局等と通信の相手方を同じくする特定無線局の無線設備の規格ごとに行わなければならない。</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>〔新設〕</p> <p>三～五 「同上」</p> <p>〔3・4 同上〕</p> <p>第七章 「同上」</p> <p>〔新設〕</p>



<p>三 無線設備を識別するための文字、番号、記号その他の符号</p> <p>四 無線設備が法第四条の二第二項の法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準に適合する事実の確認方法として総務大臣が別に告示するもの</p> <p>3 法第四条の二第二項第二号及び第三号に掲げる事項を同じくする同項の実験等無線局を同時に二以上開設しようとするときは、同項の規定による届出は、一の届出書により行うことができる。この場合においては、当該届出に係る届出書の記載は、当該実験等無線局ごとに行うものとする。</p> <p>4 総務大臣は、法第四条の二第二項の届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番号及び当該届出に係る実験等無線局ごとの届出無線局番号を通知するものとする。</p> <p>5 法第四条の二第四項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出して行うものとする。</p> <p>一 第四項の届出番号</p> <p>二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>三 変更の年月日</p> <p>四 変更の具体的内容</p> <p>6 法第四条の二第六項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出して行うものとする。</p> <p>一 第四項の届出番号及び届出無線局番号</p> <p>二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>三 廃止の年月日</p> <p>別表第一号 〔略〕</p> <p>〔略〕</p> <p>〔注1～7 略〕</p> <p>8 法第103条の2第14項本文に該当する場合は、記載を要しない。</p> <p>〔注9～12 略〕</p> <p>別表第一号の二 〔略〕</p> <p>〔略〕</p> <p>〔注1～7 略〕</p> <p>8 〔略〕</p> <p>(1) 法第103条の2第14項本文に該当する場合は、記載を要しない。</p> <p>〔2〕 略</p> <p>〔注9・10 略〕</p> <p>別表第一号の三 〔略〕</p> <p>〔略〕</p> <p>〔注1～7 略〕</p> <p>8 法第103条の2第14項本文に該当する場合は、記載を要しない。</p> <p>〔注9～12 略〕</p> <p>別表第一号の四 〔略〕</p>	<p>別表第一号 〔同左〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>〔注1～7 同左〕</p> <p>8 法第103条の2第14項に該当する場合は、記載を要しない。</p> <p>〔注9～12 同左〕</p> <p>別表第一号の二 〔同左〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>〔注1～7 同左〕</p> <p>8 〔同左〕</p> <p>(1) 法第103条の2第14項に該当する場合は、記載を要しない。</p> <p>〔2〕 同左</p> <p>〔注9・10 同左〕</p> <p>別表第一号の三 〔同左〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>〔注1～7 同左〕</p> <p>8 法第103条の2第14項に該当する場合は、記載を要しない。</p> <p>〔注9～12 同左〕</p> <p>別表第一号の四 〔同左〕</p>
--	---

〔略〕  
〔注1～7 略〕  
8 〔略〕

(1) 法第103条の2第14項本文に該当する場合は、記載を要しない。

〔2〕 略〕

〔注9・10 略〕

別表第十一号 外国の無線局の運用許可申請書の様式（第30条の2第4項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）  
外国の無線局等の運用許可申請書

年 月 日

(何) 総合通信局長 殿（注1）

法第103条の6の規定により、包括免許に係る特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局等を利用したいので、下記のとおり申請します。

記

〔1 略〕

2 包括免許に係る特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局等に係る事項

① 包括免許の番号	
② 法第百三条の六第一項各号に掲げる無線局の別	
③～⑥ 〔略〕	

〔3 略〕

〔注1～5 略〕

別表第十一号の二 外国の無線局の運用許可申請書の添付書類の様式（通信の相手方が外国の人工衛星局である場合に限る。）（第30条の2第4項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）  
〔略〕

〔同左〕  
〔注1～7 同左〕  
8 〔同左〕

(1) 法第103条の2第14項に該当する場合は、記載を要しない。

〔2〕 同左〕

〔注9・10 同左〕

別表第十一号 外国の無線局の運用許可申請書の様式（第31条第4項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）  
外国の無線局の運用許可申請書

年 月 日

(何) 総合通信局長 殿（注1）

法第103条の6の規定により、包括免許に係る特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局等を利用したいので、下記のとおり申請します。

記

〔1 同左〕

2 包括免許に係る特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局に係る事項

① 包括免許の番号	
②～⑥ 〔同左〕	

〔3 同左〕

〔注1～5 同左〕

別表第十一号の二 外国の無線局の運用許可申請書の添付書類の様式（通信の相手方が外国の人工衛星局である場合に限る。）（第31条第4項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）  
〔同左〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(無線設備規則の一部改正)

第三条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(混信防止機能)</p> <p>第九条の四 法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。</p> <p>「一〇十一 略」</p> <p>(市民ラジオの無線局の無線設備)</p> <p>第五十四条の二 市民ラジオの無線局(法第四条第二号の総務省令で定める無線局をいう。以下同じ。)の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。</p> <p>「一〇七 略」</p>	<p>(混信防止機能)</p> <p>第九条の四 法第四条第一項第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。</p> <p>「一〇十一 同上」</p> <p>(市民ラジオの無線局の無線設備)</p> <p>第五十四条の二 市民ラジオの無線局(法第四条第一項第二号の総務省令で定める無線局をいう。以下同じ。)の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。</p> <p>「一〇七 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(放送法施行規則の一部改正)

第四条 放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	<p>(適用除外)</p> <p>第二百十四條 法第七十六條第一項に規定する放送は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 電波法第四條の規定により開設に免許を要しない無線局を用いて行われる放送</p> <p>〔二〕八 略</p> <p>〔2 略〕</p>	改 正 前	<p>(適用除外)</p> <p>第二百十四條 〔同上〕</p> <p>一 電波法第四條第一項の規定により開設に免許を要しない無線局を用いて行われる放送</p> <p>〔二〕八 同上</p> <p>〔2 同上〕</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。			

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第五条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>「一〇の二 略」</p> <p>三 市民ラジオの無線局（法第四条第一号の総務省令で定める無線局をいう。以下同じ。）に使用するための無線設備</p> <p>「三の二〇七十七 略」</p> <p>〔2 略〕</p>	改 正 前	<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>「一〇の二 同上」</p> <p>三 市民ラジオの無線局（法第四条第一項第二号の総務省令で定める無線局をいう。以下同じ。）に使用するための無線設備</p> <p>「三の二〇七十七 同上」</p> <p>〔2 同上〕</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。			



（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第六条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(端末設備の接続の検査)</p> <p>第三十二条 法第六十九条第一項の総務省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>「一〇七 略」</p> <p>八 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第四条の二第二項の規定による届出に係る無線設備である端末設備(法第五十二条第一項に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が別に告示する技術基準に適合しているものに限る。)であつて、当該届出の日から同日以後百八十日を経過する日までの間に限り使用するものを接続するとき。</p> <p>〔2 略〕</p>	<p>(端末設備の接続の検査)</p> <p>第三十二条 「同上」</p> <p>「一〇七 同上」</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔2 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

（特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則の一部改正）

第七条 特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則（平成十三年総務省令第四百四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(無線局の目的)</p> <p>第三条 次条の無線局の目的は、次の各号に掲げるとおり区分し、それぞれ、当該各号に掲げる範囲の無線局が該当するものとする。</p> <p>〔一〇十一 略〕</p> <p>十二 小電力業務用 電波法施行規則第六条第一項第二号に規定するもの又は法第四条第二号若しくは第三号に規定するものいづれかに該当するものであること。</p> <p>〔十三 略〕</p>	改正前	<p>(無線局の目的)</p> <p>第三条 〔同上〕</p> <p>〔一〇十一 同上〕</p> <p>十二 小電力業務用 電波法施行規則第六条第一項第二号に規定するもの又は法第四条第一項第二号若しくは第三号に規定するものいづれかに該当するものであること。</p> <p>〔十三 同上〕</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。			

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第八条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表（第三条関係）

法令名

〔略〕

条項

第四条の二第二項、第四項及び第六項、第六条第一項及び第二項、第十条第二項、第十八条第二項、第二十条第七項（同条第八項及び第二十七条の十六において準用する場合を含む。）、第二十四条の二第二項及び第三項（第二十四条の二の二第二項及び第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第一項（第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第二項（第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の九第一項（第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第一項、第二十七條の十五第四項、第二十七條の十八第二項及び第三項、第二十七條の二十三第二項、第二十七條の二十四第二項（第二十七條の三十四第二項において準用する場合を含む。）、第二十七條の二十九第二項及び第三項、第二十七條の三十二、第三十八條の二の二第二項及び第三項（第三十八條の四第二項及び第三十八條の三十一第四項において準用する場合を含む。）、第三十九條の六（第四十七條の五、第二百二條の十七第五項及び第二百二條の四（第四十七條の五、第二百二條の十七第五項及び第二百二條の四（第七十一條の三第十一項において準用する場合を含む。）、第七十一條の三第七項、第七十三條第三項及び第四項、第七十七條、第八十一條の二第二項、第八十八條第一項、第九十二條、第九十二條の三、第九十三條の二、第九十九條の十二第三項、第一百條第四項、第二百二條の二第三項、第二百二條の三第一項及び第二項（第二百二條の四第二項において準用する場合を含む。）、第二百二條の四第一項並びに第二百二條の五第一項及び第三項

〔略〕

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）

改正前

別表（第三条関係）

法令名

〔同上〕

条項

第六条第一項及び第二項、第十条第二項、第十八条第二項、第二十条第七項（同条第八項及び第二十七条の十六において準用する場合を含む。）、第二十四条の二第二項及び第三項（第二十四条の二の二第二項及び第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第一項（第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第二項（第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の九第一項（第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第一項、第二十七條の十三第一項、第二十七條の十五第四項、第二十七條の十八第二項及び第三項、第二十七條の二十三第二項、第二十七條の二十四第二項（第二十七條の三十四第二項において準用する場合を含む。）、第二十七條の二十九第二項及び第三項、第二十七條の三十一、第二十七條の三十二、第三十八條の二の二第二項及び第三項（第三十八條の四第二項及び第三十八條の三十一第四項において準用する場合を含む。）、第三十九條の六（第四十七條の五、第二百二條の十七第五項及び第二百二條の四（第四十七條の五、第二百二條の十七第五項及び第二百二條の四（第七十一條の三第十一項において準用する場合を含む。）、第七十一條の三第七項、第七十三條第三項及び第四項、第七十七條、第八十一條の二第二項、第八十八條第一項、第九十二條、第九十二條の三、第九十三條の二、第九十九條の十二第三項、第一百條第四項、第二百二條の二第三項、第二百二條の三第一項及び第二項（第二百二條の四第二項において準用する場合を含む。）、第二百二條の四第一項並びに第二百二條の五第一項及び第三項

〔同上〕

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

この省令は、電波法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十月二十日）から施行する。